

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月1日
【計算期間】	第12特定期間（自 平成23年9月6日 至 平成24年3月5日）
【ファンド名】	しんきん好配当利回り株ファンド(3ヵ月決算型) （愛称：四季絵巻）
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大澤 宣之
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	野呂 俊夫
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象として、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1．商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2．属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回	欧州	
債券	(隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
一般	年12回	オセアニア	
公債	(毎月)	中南米	
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東	
クレジット属性	()	(中東)	
()		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券(株式))			
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国内」...目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による

主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- 「株 式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの
- 「年4回」...目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会ホームページ（ http://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。
--

ファンドの特色

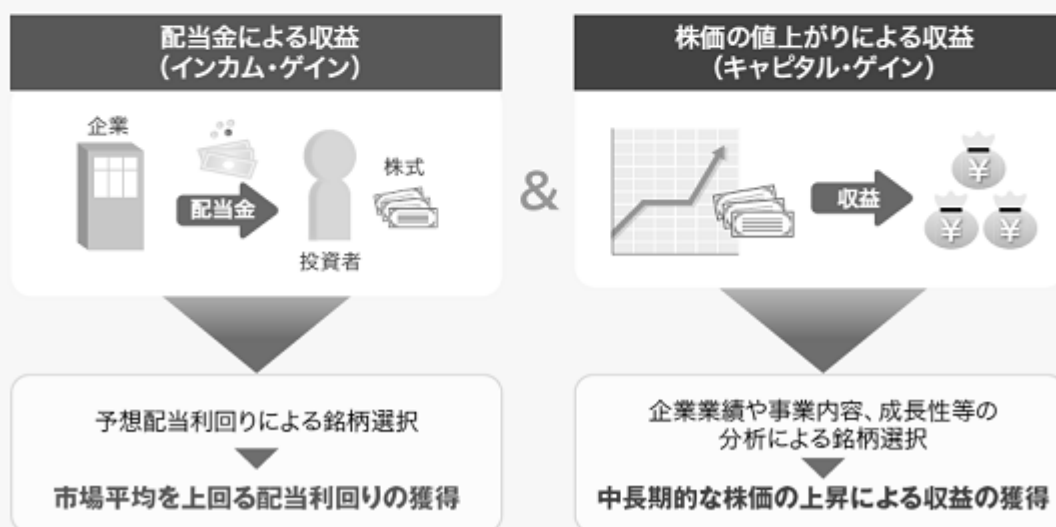
- ◆「予想配当利回り※が市場平均より高く」、「今後も良好な業績を上げて、配当を維持できる」と期待できる好配当利回り株に投資します。

※「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「1株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

$$\left[\text{予想配当利回り (\%)} = \frac{\text{1株当たりの予想配当金}}{\text{株価}} \times 100 \right]$$

- ◆ 好配当利回り株に投資することによって、「配当金による収益」と「株価の値上がりによる収益」の獲得を目指します。

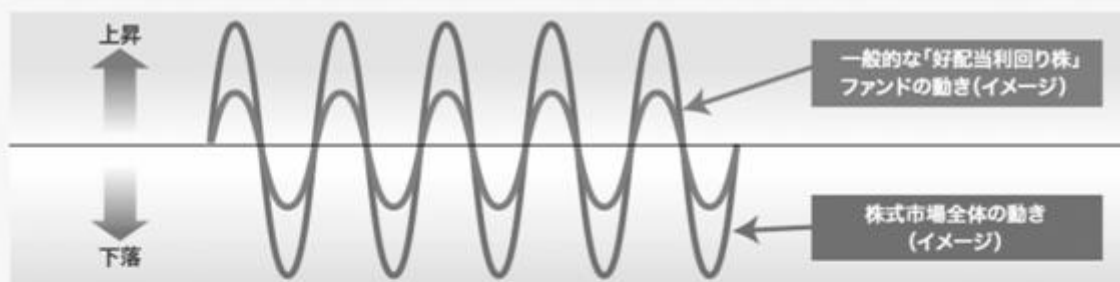
株式投資の2大収益源と当ファンドの狙い



◆ リスクを抑えた株式投資が期待できます。

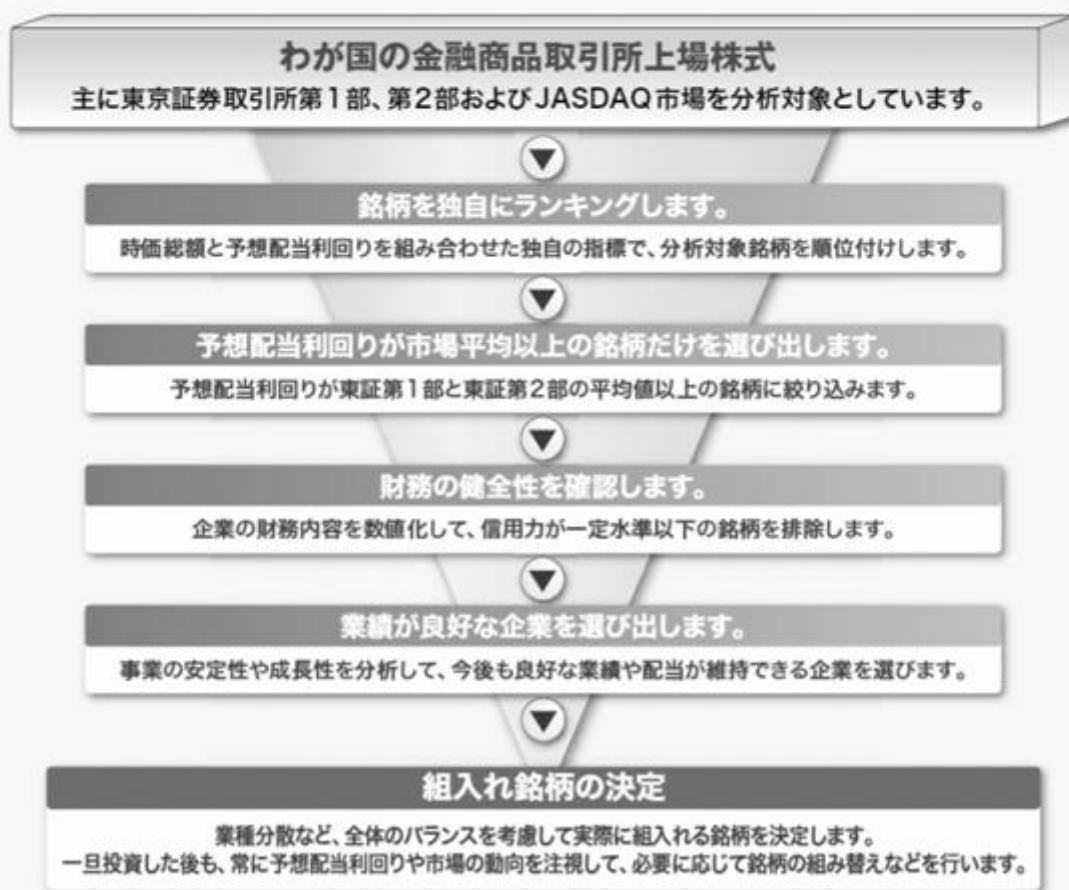
一般的に、「好配当利回り株」ファンドは、株式市場全体の動きと比べ、「値動きが穏やか」な傾向があります。

変動率のイメージ図



※上記の図はイメージであり、将来の株式市場および当ファンドの基準価額の動きを示すものではありません。

◆ 銘柄選定プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

配当とは…

企業は、外部から多種多様な力を集めて利益を上げています。例えば、株主や金融機関からは資金を、従業員からは労働力やその知識などです。企業はこれらの力を事業に投資して、利益を上げています。事業活動によって得られた利益は、それぞれの貢献に応じて還元されます。このうち、株主の貢献（＝出資）に対する還元が、配当です。



成長途上にある企業は、生み出した利益を配当に回さずに、全てを事業拡張に充当する場合があります。また、収益の上下によって配当額を変更する企業や、多少の収益の変動にかかわらず、安定した配当を出し続ける企業など、株式配当は企業経営者の考え方や業績を映し出す鏡ともいえる重要な指標のひとつです。

ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきん好配当利回り株ファンド(3ヵ月決算型) (ベビーファンド) にまとめられ、しんきん好配当利回り株マザーファンド(マザーファンド) に投資されます。このように実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理费用(信託報酬)等のコストは掛かりません。

※市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※しんきん好配当利回り株ファンド(3ヵ月決算型) (ベビーファンド) は直接、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することがあります。

◆ 収益分配について

年4回の決算時（3、6、9、12月の5日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

収益分配金のお支払いのイメージ



※上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

※当ファンドは自動けいそく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。

（再投資の際に、購入時手数料はかかりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせ下さい。

<収益分配方針>

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益も含みます。）等とします。
- 分配金は、配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。

<追加的記載事項>

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

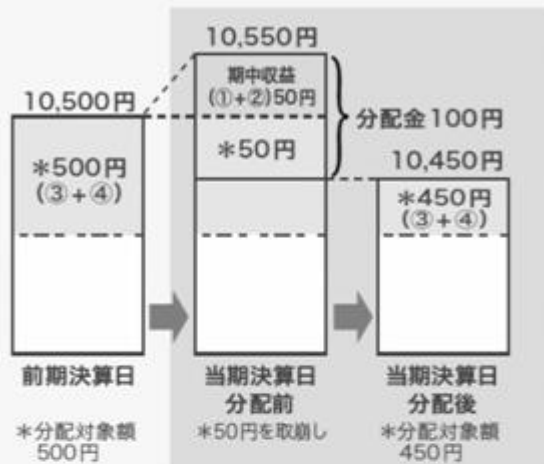
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



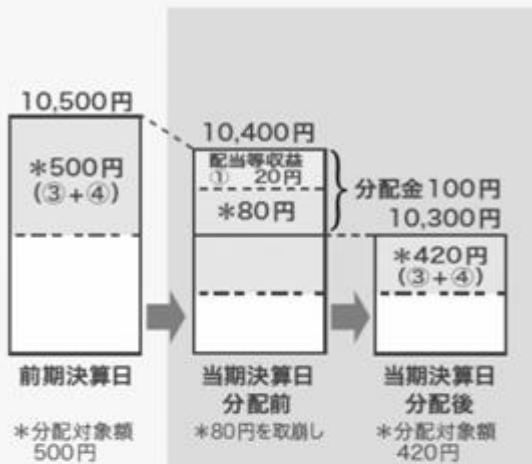
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

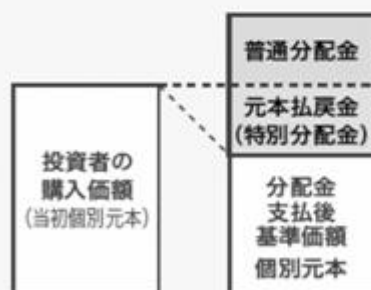


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

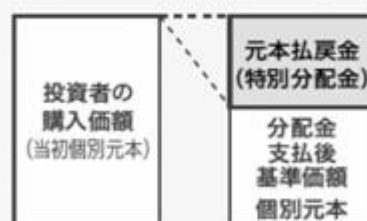
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

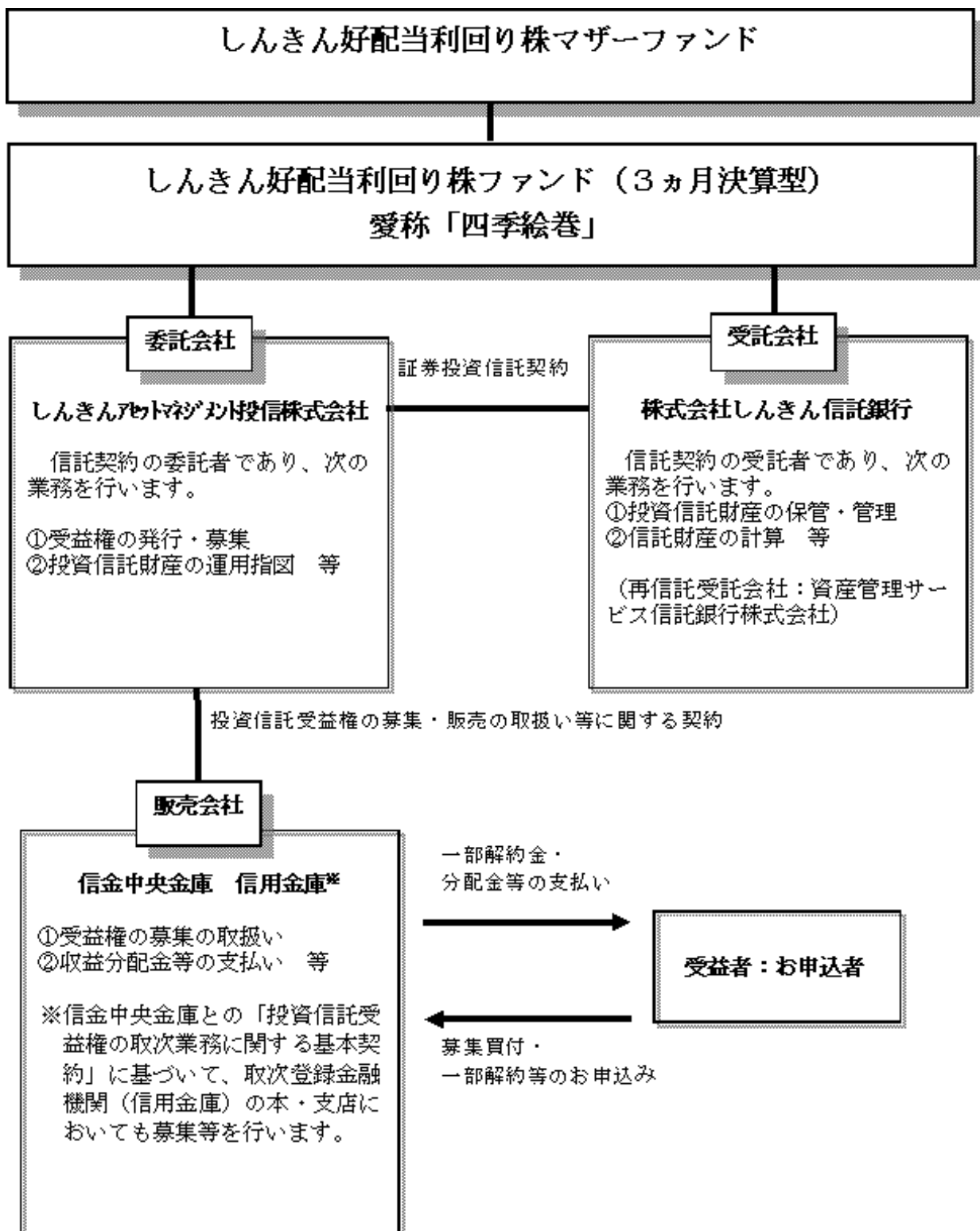
信託金の限度額

- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年3月23日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



< 委託会社の概況 >（本書提出日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本の額

200百万円

委託会社の沿革

平成 2年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
平成 3年 3月	投資顧問業の登録
平成 4年 3月	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
平成10年12月	証券投資信託委託業の認可
平成19年 9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

投資対象

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

投資態度

- 1) マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 4) 株式以外の資産の実質組入れ比率は、通常の場合50%以下とします。
- 5) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、株式会社しんきん信託銀行を受託会社として締結された「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）

14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）

15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしま。

17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号、第12号および第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

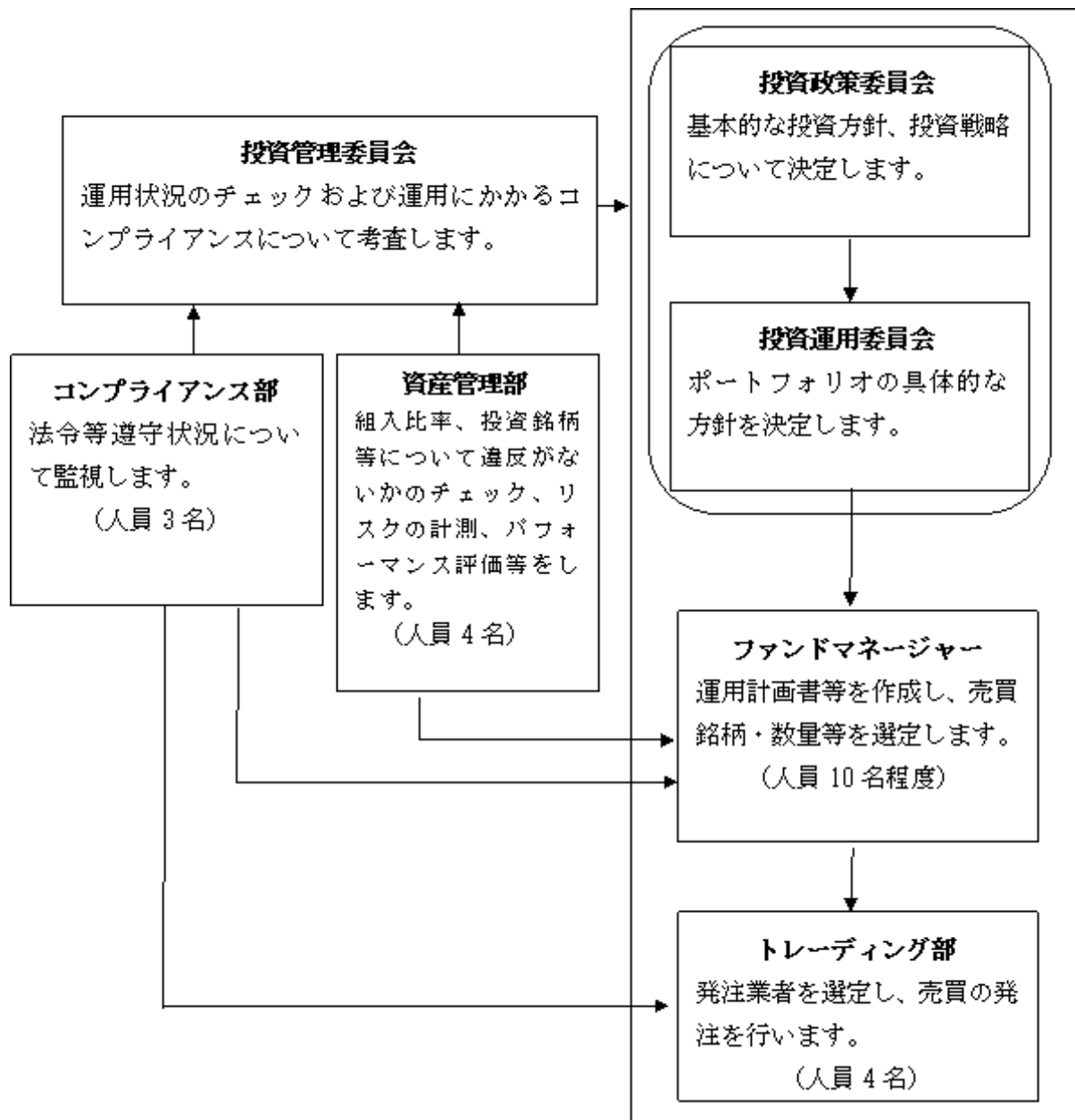
3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループ及び内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、投資運用委員会においては、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は2012年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

毎決算時（年4回 3月、6月、9月、12月の各5日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき配分を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益も含みます。）等とします。

分配金は、配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して

決定します。

留保益は、投資信託約款の「運用の基本方針」に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

「しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 1)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a．投資信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 - b．株式分割により取得する株券
 - c．有償増資により取得する株券
 - d．売出しにより取得する株券
 - e．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 - f．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部解約の指図を行うものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図

を行うことができます。

- 2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入にかかる品借料は投資信託財産から支弁するものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b．一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c．借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 3) 1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

・同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と

投資信託財産の成長を目標とします。

- 2) 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。
- 3) 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。
- 4) 株式以外の資産の組入れ比率は通常の場合50%以下とします。
- 5) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引を行うことができます。
- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
- 14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
- 15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価

証券に係るものに限り、ます。）

16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとし、ます。）

17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）

18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号、第12号および第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項第1号から第4号までの金融商品により運用することの指図を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

「しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）」（愛称：四季絵巻）は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期、価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) リスクの管理体制

投資管理委員会において、ファンドのリスク管理に関する基本的な事項等を審議、決定します。運用部門から独立した運用リスク管理部門が運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析を行います。分析結果は、運用部門にフィードバックされ、合理的な投資成果の追求を図ります。また、コンプライアンス部門が法令遵守の観点から運用状況を監視します。

投資リスクに対する管理体制等は2012年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、買付け金額に応じて買付け価額に1.05%（税抜1.00%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（買付け金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料はかかりません。

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
< コールセンター > 03-5524-8181（土日、休日を除く9:00～17:00）
< ホームページ > <http://www.skam.co.jp>

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.05%（税抜年率1.00%）を乗じて得た額とします。

項目	費用	
運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額に対して、年率1.0500%（税抜1.00%）	運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。
（委託会社）	純資産総額に対して、年率0.4725%（税抜0.45%）	
（販売会社）	純資産総額に対して、年率0.4725%（税抜0.45%）	
（受託会社）	純資産総額に対して、年率0.1050%（税抜0.10%）	

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および投資信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産にかかる監査費用は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.00525%（税抜年率0.005%）を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

個別元本について

- 1) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）、平成26年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
-----------------------------	--

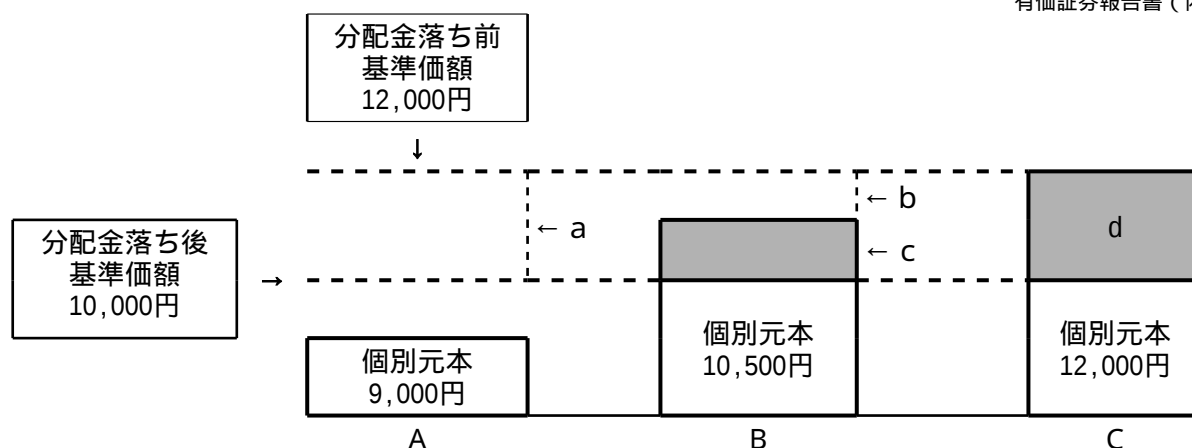
課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度及び配当控除の適用があります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年3月30日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日 本	1,801,521,501	99.66
小 計		1,801,521,501	99.66
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		6,211,864	0.34
合 計（純資産総額）		1,807,733,365	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

（参考）しんきん好配当利回り株マザーファンド

平成24年3月30日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	日 本	24,307,284,000	98.33
小 計		24,307,284,000	98.33
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		412,711,337	1.67
合 計（純資産総額）		24,719,995,337	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄

平成24年3月30日現在

国／地域	種類	銘柄	数量（口数）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	1,924,702,459	0.9051	1,742,048,196	0.9360	1,801,521,501	99.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年3月30日現在

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.66
合 計	99.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）「しんきん好配当利回り株マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（株式上位30銘柄）

平成24年3月30日現在

国名 地域	銘柄名	業種	数量 （株）	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	ベネッセホールディングス	サービス業	77,800	3,905.00	303,809,000	4,125.00	320,925,000	1.29
日本	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	129,500	2,365.00	306,267,500	2,458.00	318,311,000	1.28
日本	ローソン	小売業	60,600	4,940.00	299,364,000	5,210.00	315,726,000	1.27
日本	T K C	情報・通信業	173,900	1,785.00	310,411,500	1,806.00	314,063,400	1.27
日本	住友倉庫	倉庫・運輸関連業	729,000	412.00	300,348,000	427.00	311,283,000	1.25
日本	ユー・エス・エス	サービス業	37,070	8,200.00	303,974,000	8,390.00	311,017,300	1.25
日本	ニフコ	化学	136,800	2,228.00	304,790,400	2,262.00	309,441,600	1.25
日本	大東建託	建設業	41,600	7,320.00	304,512,000	7,430.00	309,088,000	1.25
日本	参天製薬	医薬品	87,400	3,375.00	294,975,000	3,535.00	308,959,000	1.24
日本	日産自動車	輸送用機器	350,200	865.00	302,923,000	881.00	308,526,200	1.24
日本	日本化薬	化学	363,000	839.00	304,557,000	848.00	307,824,000	1.24
日本	キヤノン	電気機器	78,000	3,895.00	303,810,000	3,910.00	304,980,000	1.23
日本	アステラス製薬	医薬品	89,500	3,445.00	308,327,500	3,400.00	304,300,000	1.23
日本	サンゲツ	卸売業	139,100	2,166.00	301,290,600	2,187.00	304,211,700	1.23
日本	三和ホールディングス	金属製品	940,000	317.00	297,980,000	323.00	303,620,000	1.22
日本	東陽テクニカ	卸売業	336,600	894.00	300,920,400	900.00	302,940,000	1.22
日本	セコム	サービス業	74,800	4,025.00	301,070,000	4,050.00	302,940,000	1.22
日本	マックス	機械	291,000	1,043.00	303,513,000	1,041.00	302,931,000	1.22
日本	小野薬品工業	医薬品	65,500	4,725.00	309,487,500	4,610.00	301,955,000	1.22
日本	淀川製鋼所	鉄鋼	835,000	356.00	297,260,000	361.00	301,435,000	1.21
日本	本田技研工業	輸送用機器	95,800	3,220.00	308,476,000	3,145.00	301,291,000	1.21
日本	因幡電機産業	卸売業	121,100	2,543.00	307,957,300	2,484.00	300,812,400	1.21
日本	J Xホールディングス	石油・石炭製品	585,700	523.00	306,321,100	513.00	300,464,100	1.21
日本	日本オラクル	情報・通信業	95,400	2,967.00	283,051,800	3,145.00	300,033,000	1.21
日本	日本テレビ放送網	情報・通信業	22,550	12,640.00	285,032,000	13,270.00	299,238,500	1.21
日本	S A N K Y O	機械	73,600	4,010.00	295,136,000	4,060.00	298,816,000	1.20
日本	太陽ホールディングス	化学	134,400	2,269.00	304,953,600	2,220.00	298,368,000	1.20
日本	中国電力	電気・ガス業	193,900	1,506.00	292,013,400	1,537.00	298,024,300	1.20
日本	マブチモーター	電気機器	79,200	3,840.00	304,128,000	3,755.00	297,396,000	1.20
日本	エーザイ	医薬品	90,200	3,350.00	302,170,000	3,290.00	296,758,000	1.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年3月30日現在

投資有価証券の種類	投資比率（％）
株 式	98.33
合 計	98.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

業種別投資比率

平成24年3月30日現在

業 種	投資比率（％）
水産・農林業	1.16
建設業	4.60
食料品	2.38
繊維製品	2.21
パルプ・紙	1.18
化学	9.53
医薬品	6.07
石油・石炭製品	3.29
ゴム製品	1.16
ガラス・土石製品	0.98
鉄鋼	1.21
非鉄金属	1.10
金属製品	2.42
機械	3.26
電気機器	8.72
輸送用機器	2.46
精密機器	2.18
その他製品	3.22
電気・ガス業	5.10
陸運業	3.43
倉庫・運輸関連業	1.25
情報・通信業	7.17
卸売業	7.16
小売業	4.44
銀行業	4.38
証券、商品先物取引業	0.85
保険業	2.00
不動産業	1.48
サービス業	3.78
合 計（対純資産総額比）	98.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年3月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第1期末（平成18年 6月 5日）	1,548,423,035	1,549,242,520	9,448	9,453
	第2期末（平成18年 9月 5日）	2,339,558,356	2,341,976,948	9,673	9,683
第2特定期間	第3期末（平成18年12月 5日）	2,649,291,963	2,656,266,312	9,497	9,522
	第4期末（平成19年 3月 5日）	2,907,764,382	2,916,463,605	10,028	10,058
第3特定期間	第5期末（平成19年 6月 5日）	3,130,081,463	3,222,465,711	10,164	10,464
	第6期末（平成19年 9月 5日）	3,261,069,090	3,271,712,422	9,192	9,222
第4特定期間	第7期末（平成19年12月 5日）	3,225,193,298	3,236,035,911	8,924	8,954
	第8期末（平成20年 3月 5日）	2,771,869,632	2,782,745,204	7,646	7,676
第5特定期間	第9期末（平成20年 6月 5日）	3,094,657,597	3,105,688,691	8,416	8,446
	第10期末（平成20年 9月 5日）	2,691,760,546	2,702,722,649	7,367	7,397
第6特定期間	第11期末（平成20年12月 5日）	2,095,272,259	2,106,283,271	5,709	5,739
	第12期末（平成21年 3月 5日）	2,009,629,179	2,020,781,196	5,406	5,436
第7特定期間	第13期末（平成21年 6月 5日）	2,329,020,637	2,340,203,835	6,248	6,278
	第14期末（平成21年 9月 7日）	2,395,784,474	2,407,002,047	6,407	6,437
第8特定期間	第15期末（平成21年12月 5日）	2,245,335,164	2,256,584,310	5,988	6,018
	第16期末（平成22年 3月 5日）	2,248,101,278	2,259,149,620	6,104	6,134
第9特定期間	第17期末（平成22年 6月 7日）	2,135,475,415	2,146,370,393	5,880	5,910
	第18期末（平成22年 9月 6日）	2,104,036,655	2,114,860,601	5,832	5,862
第10特定期間	第19期末（平成22年12月 6日）	2,087,858,853	2,098,504,961	5,883	5,913
	第20期末（平成23年 3月 7日）	2,160,217,631	2,170,645,214	6,215	6,245
第11特定期間	第21期末（平成23年 6月 6日）	1,876,633,686	1,886,975,417	5,444	5,474
	第22期末（平成23年 9月 5日）	1,768,699,478	1,778,764,644	5,272	5,302
第12特定期間	第23期末（平成23年12月 5日）	1,672,556,851	1,682,211,800	5,197	5,227
	第24期末（平成24年 3月 5日）	1,766,747,489	1,776,144,442	5,640	5,670
平成23年 3月末日		2,076,569,071	-	5,961	-
平成23年 4月末日		2,008,837,512	-	5,773	-
平成23年 5月末日		1,946,756,715	-	5,646	-
平成23年 6月末日		1,958,831,387	-	5,730	-
平成23年 7月末日		1,883,040,401	-	5,594	-
平成23年 8月末日		1,800,544,040	-	5,365	-
平成23年 9月末日		1,832,480,254	-	5,483	-
平成23年10月末日		1,756,124,251	-	5,305	-
平成23年11月末日		1,652,983,139	-	5,121	-
平成23年12月末日		1,656,740,643	-	5,175	-
平成24年 1月末日		1,670,144,507	-	5,275	-
平成24年 2月末日		1,775,167,317	-	5,658	-
平成24年 3月末日		1,807,733,365	-	5,828	-

（注）基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1万口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成18年 3月23日 至 平成18年 9月 5日	15
第2特定期間	自 平成18年 9月 6日 至 平成19年 3月 5日	55
第3特定期間	自 平成19年 3月 6日 至 平成19年 9月 5日	330
第4特定期間	自 平成19年 9月 6日 至 平成20年 3月 5日	60
第5特定期間	自 平成20年 3月 6日 至 平成20年 9月 5日	60
第6特定期間	自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日	60
第7特定期間	自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日	60
第8特定期間	自 平成21年 9月 8日 至 平成22年 3月 5日	60
第9特定期間	自 平成22年 3月 6日 至 平成22年 9月 6日	60
第10特定期間	自 平成22年 9月 7日 至 平成23年 3月 7日	60
第11特定期間	自 平成23年 3月 8日 至 平成23年 9月 5日	60
第12特定期間	自 平成23年 9月 6日 至 平成24年 3月 5日	60

（注）収益分配金は特定期間中の累計額を記載しております。

【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第1特定期間	自 平成18年 3月23日 至 平成18年 9月 5日	3.12
第2特定期間	自 平成18年 9月 6日 至 平成19年 3月 5日	4.24
第3特定期間	自 平成19年 3月 6日 至 平成19年 9月 5日	5.05
第4特定期間	自 平成19年 9月 6日 至 平成20年 3月 5日	16.17
第5特定期間	自 平成20年 3月 6日 至 平成20年 9月 5日	2.86
第6特定期間	自 平成20年 9月 6日 至 平成21年 3月 5日	25.80
第7特定期間	自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 9月 7日	19.63
第8特定期間	自 平成21年 9月 8日 至 平成22年 3月 5日	3.79
第9特定期間	自 平成22年 3月 6日 至 平成22年 9月 6日	3.47
第10特定期間	自 平成22年 9月 7日 至 平成23年 3月 7日	7.60
第11特定期間	自 平成23年 3月 8日 至 平成23年 9月 5日	14.21
第12特定期間	自 平成23年 9月 6日 至 平成24年 3月 5日	8.12

（注）収益率は、各特定期間ごとに特定期間末の基準価額（分配落）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額（分配落）で除したものをパーセント表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間 自：平成18年 3月 23日 至：平成18年 9月 5日	2,470,052,477	51,460,439
第2特定期間 自：平成18年 9月 6日 至：平成19年 3月 5日	866,356,493	385,207,288
第3特定期間 自：平成19年 3月 6日 至：平成19年 9月 5日	947,154,205	299,117,940
第4特定期間 自：平成19年 9月 6日 至：平成20年 3月 5日	195,756,900	118,343,535
第5特定期間 自：平成20年 3月 6日 至：平成20年 9月 5日	111,914,966	83,071,195
第6特定期間 自：平成20年 9月 6日 至：平成21年 3月 5日	171,402,322	108,097,800
第7特定期間 自：平成21年 3月 6日 至：平成21年 9月 7日	92,088,095	70,236,065
第8特定期間 自：平成21年 9月 8日 至：平成22年 3月 5日	77,158,078	133,568,339
第9特定期間 自：平成22年 3月 6日 至：平成22年 9月 6日	68,206,251	143,005,058
第10特定期間 自：平成22年 9月 7日 至：平成23年 3月 7日	93,412,547	225,533,416
第11特定期間 自：平成23年 3月 8日 至：平成23年 9月 5日	105,263,487	226,069,286
第12特定期間 自：平成23年 9月 6日 至：平成24年 3月 5日	34,253,173	256,990,778

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

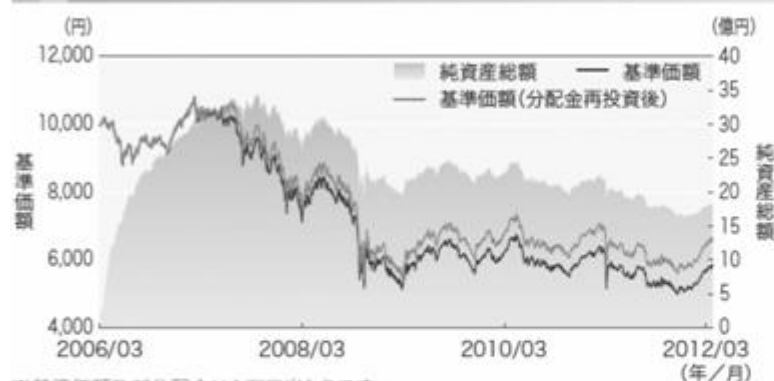
（参考情報）運用実績

データは2012年3月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100%にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



※基準価額及び分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

基準価額・純資産総額

基準価額	5,828円
純資産総額	1,808百万円

分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2012年 3月5日	30円
2011年 12月5日	30円
2011年 9月5日	30円
2011年 6月6日	30円
2011年 3月7日	30円
直近1年間累計	120円
設定来累計	940円

主要な資産の状況

● 資産別投資比率

銘柄名	投資比率
1 しんきん好配当利回り株マザーファンド	99.66%
2 コール・ローン等	0.34%

※投資比率は、しんきん好配当利回り株マザーファンド（3ヵ月決算型）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

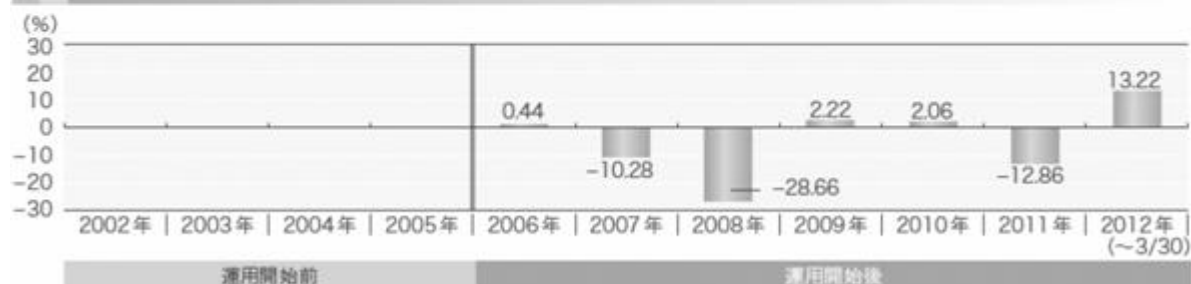
＜（参考）しんきん好配当利回り株マザーファンドの状況＞

組入上位10銘柄				組入上位10業種			
銘柄名	業種	投資比率		業種	投資比率		
1 ベネッセホールディングス	サービス業	1.29%	1	化学	9.53%		
2 セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1.28%	2	電気機器	8.72%		
3 ローソン	小売業	1.27%	3	情報・通信業	7.17%		
4 TKC	情報・通信業	1.27%	4	卸売業	7.16%		
5 住友倉庫	倉庫・運輸関連業	1.25%	5	医薬品	6.07%		
6 ユー・エス・エス	サービス業	1.25%	6	電気・ガス業	5.10%		
7 ニフコ	化学	1.25%	7	建設業	4.60%		
8 大東建託	建設業	1.25%	8	小売業	4.44%		
9 参天製薬	医薬品	1.24%	9	銀行業	4.38%		
10 日産自動車	輸送用機器	1.24%	10	サービス業	3.78%		

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※しんきん好配当利回り株マザーファンドの純資産総額は、24,720百万円です。

年間収益率の推移（期間：2002年～2012年）



※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示していません。

※2006年は3月23日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドの実績騰落率を表示しております。

※上記の騰落率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信（株）のホームページで運用レポート（週報・月報）としてお知らせしております。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、1万円以上1円単位です。
- (4) 申込にかかる受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額1.05%（税抜1.00%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (7) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞03-5524-8181（土日、休日を除く9:00～17:00）
＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (5) 解約時の課税に関しては、前記の「ファンド情報」の「4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 一部解約金にかかる収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、（4）の規定に準じて算定した価額とします。
- (8) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (9) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (10) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該

口数の減少の記載または記録が行われます。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額（受益権1口当りの純資産額を1万口単位で表示したもの）は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

■ しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）（愛称：四季絵巻）

マザーファンド（しんきん好配当利回り株マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

■ しんきん好配当利回り株マザーファンド

（株式）

- ・移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
- ・時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（先物取引）

- ・個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
- ・時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（2）【保管】

該当事項ありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「（5）その他」の「1）ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年3月6日から6月5日まで、6月6日から9月5日まで、9月6日から12月5日まで、12月6日から翌年3月5日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年3月23日から平成18年6月5日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1）委託会社は、この信託契約を解約（償還）することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2）委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 上記3から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記（の4）に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1) から5) までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記（の1）から6）の規定にしたがい信託契約の解約を行う場合、または前記（の1）から6）の規定にしたがい投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1ヵ月前に当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎年3月および9月の特定計算期間の末日および償還日を基準に運用報告書を作成し、投資信託財産にかかる知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、ファンドにかかる償還金を持分に应じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金(解約)手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成23年9月6日から平成24年3月5日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年9月5日現在)	当期 (平成24年3月5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,163,999	8,932,998
親投資信託受益証券	1,758,219,923	1,757,518,697
未収入金	17,000,000	15,000,000
未収利息	12	12
流動資産合計	1,784,383,934	1,781,451,707
資産合計	1,784,383,934	1,781,451,707
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,065,166	9,396,953
未払解約金	698,169	891,458
未払受託者報酬	489,668	439,390
未払委託者報酬	4,406,999	3,954,477
その他未払費用	24,454	21,940
流動負債合計	15,684,456	14,704,218
負債合計	15,684,456	14,704,218
純資産の部		
元本等		
元本	1, 3 3,355,055,460	1, 3 3,132,317,855
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 1,586,355,982	2 1,365,570,366
（分配準備積立金）	104,432,319	98,429,379
元本等合計	1,768,699,478	1,766,747,489
純資産合計	1,768,699,478	1,766,747,489
負債純資産合計	1,784,383,934	1,781,451,707

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成23年3月8日 至 平成23年9月5日)	当期 (自 平成23年9月6日 至 平成24年3月5日)
営業収益		
受取利息	2,553	1,979
有価証券売買等損益	295,019,151	142,298,774
営業収益合計	295,016,598	142,300,753
営業費用		
受託者報酬	1,011,347	893,991
委託者報酬	9,102,103	8,045,875
その他費用	50,506	44,637
営業費用合計	10,163,956	8,984,503
営業利益又は営業損失（ ）	305,180,554	133,316,250
経常利益又は経常損失（ ）	305,180,554	133,316,250
当期純利益又は当期純損失（ ）	305,180,554	133,316,250
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,285,733	34,207
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,315,643,628	1,586,355,982
剰余金増加額又は欠損金減少額	94,212,394	122,629,654
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	94,212,394	122,629,654
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,623,030	16,142,593
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	42,623,030	16,142,593
分配金	¹ 20,406,897	¹ 19,051,902
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,586,355,982	1,365,570,366

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(追加情報)

当期 (自 平成23年 9月6日 至 平成24年 3月5日) 期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。
--

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年9月5日現在)	当期 (平成24年3月5日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 3,475,861,259円 期中追加設定元本額 105,263,487円 期中一部解約元本額 226,069,286円	期首元本額 3,355,055,460円 期中追加設定元本額 34,253,173円 期中一部解約元本額 256,990,778円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,586,355,982円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,365,570,366円であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	3,355,055,460口	3,132,317,855口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 (自 平成23年 3月 8日 至 平成23年 9月 5日)	当期 (自 平成23年 9月 6日 至 平成24年 3月 5日)
1 分配金の計算過程 第21期 計算期末における経費控除後の配当等収益25,501,787円（1万口当たり73.97円）、収益調整金62,925,748円（1万口当たり182.53円）及び分配準備積立金101,997,391円（1万口当たり295.88円）を分配対象収益として、10,341,731円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 第22期 計算期末における経費控除後の配当等収益871,626円（1万口当たり2.60円）、収益調整金61,762,040円（1万口当たり184.08円）及び分配準備積立金113,625,859円（1万口当たり338.67円）を分配対象収益として、10,065,166円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 第23期 計算期末における経費控除後の配当等収益16,623,107円（1万口当たり51.65円）、収益調整金59,781,181円（1万口当たり185.75円）及び分配準備積立金99,882,697円（1万口当たり310.35円）を分配対象収益として、9,654,949円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 第24期 計算期末における経費控除後の配当等収益4,259,741円（1万口当たり13.60円）、収益調整金58,742,495円（1万口当たり187.53円）及び分配準備積立金103,566,591円（1万口当たり330.63円）を分配対象収益として、9,396,953円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 平成23年3月8日 至 平成23年9月5日)	当期 (自 平成23年9月6日 至 平成24年3月5日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資管理委員会において、リスク管理に関する基本的な事項等を審議、決定します。運用部門から独立した運用リスク管理部門が運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析を行います。分析結果は、運用部門にフィードバックされ、合理的な投資成果の追求を図ります。また、コンプライアンス部門が法令遵守の観点から運用状況を監視します。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成23年9月5日現在)	当期 (平成24年3月5日現在)
----	---------------------	---------------------

1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 （平成23年9月5日現在）	当期 （平成24年3月5日現在）
種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	42,677,293円	151,265,833円
合 計	42,677,293円	151,265,833円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前期 (平成23年9月5日現在)	当期 (平成24年3月5日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自平成23年3月8日 至平成23年9月5日)	当期 (自平成23年9月6日 至平成24年3月5日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (平成23年9月5日現在)	当期 (平成24年3月5日現在)
1口当たり純資産額 0.5272円 (1万口当たり純資産額 5,272円)	1口当たり純資産額 0.5640円 (1万口当たり純資産額 5,640円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り 株マザーファンド	1,941,795,048	1,757,518,697	9,051円
合 計		1,941,795,048	1,757,518,697	

備考欄は、親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりです。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外です。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		平成23年9月5日現在	平成24年3月5日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		247,566,259	81,951,705
株式		25,636,393,600	24,617,067,800
未収配当金		43,414,250	61,198,000
未収利息		339	112
流動資産合計		25,927,374,448	24,760,217,617
資産合計		25,927,374,448	24,760,217,617
負債の部			
流動負債			
未払解約金		22,000,000	21,000,000
流動負債合計		22,000,000	21,000,000
負債合計		22,000,000	21,000,000
純資産の部			
元本等			
元本	1, 3	31,130,622,760	27,334,505,102
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	2	5,225,248,312	2,595,287,485
元本等合計		25,905,374,448	24,739,217,617
純資産合計		25,905,374,448	24,739,217,617
負債純資産合計		25,927,374,448	24,760,217,617

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(追加情報)

自 平成23年 9月6日 至 平成24年 3月5日
期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成23年9月5日現在	平成24年3月5日現在
1 信託財産に係る 期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 31,353,618,788円 期中追加設定元本額 836,023,077円 期中一部解約元本額 1,059,019,105円	期首元本額 31,130,622,760円 期中追加設定元本額 43,210,608円 期中一部解約元本額 3,839,328,266円
元本の内訳	しんきん3資産ファンド (毎月決算型) 18,501,354,178円 しんきん好配当利回り株ファンド (3ヵ月決算型) 2,112,737,231円 しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型) 6,546,770,137円 しんきん好配当利回り株スペシャル (適格機関投資家限定) 3,969,761,214円 しんきん利回り円資産ミックス・スペシャル(適格機関投資家限定) - 円	しんきん3資産ファンド (毎月決算型) 15,579,804,295円 しんきん好配当利回り株ファンド (3ヵ月決算型) 1,941,795,048円 しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型) 5,968,099,334円 しんきん好配当利回り株スペシャル (適格機関投資家限定) 3,803,804,317円 しんきん利回り円資産ミックス・スペシャル(適格機関投資家限定) 41,002,108円
	合 計 31,130,622,760円	合 計 27,334,505,102円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,225,248,312円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,595,287,485円であります。
3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	31,130,622,760口	27,334,505,102口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成23年3月8日 至 平成23年9月5日	自 平成23年9月6日 至 平成24年3月5日
----	----------------------------	----------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資管理委員会において、リスク管理に関する基本的な事項等を審議、決定します。運用部門から独立した運用リスク管理部門が運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析を行います。分析結果は、運用部門にフィードバックされ、合理的な投資成果の追求を図ります。また、コンプライアンス部門が法令遵守の観点から運用状況を監視します。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成23年9月5日現在	平成24年3月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	平成23年9月5日現在	平成24年3月5日現在
種 類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株 式	2,829,351,140円	1,041,074,280円
合 計	2,829,351,140円	1,041,074,280円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

平成23年9月5日現在	平成24年3月5日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成23年3月8日 至 平成23年9月5日	自 平成23年9月6日 至 平成24年3月5日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

平成23年9月5日現在	平成24年3月5日現在
1口当たり純資産額 0.8322円 (1万口当たり純資産額 8,322円)	1口当たり純資産額 0.9051円 (1万口当たり純資産額 9,051円)

(3) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

銘 柄	株数 (株)	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ホクト	170,000	1,726.00	293,420,000	
奥村組	883,000	320.00	282,560,000	
大東建託	44,900	7,220.00	324,178,000	
関電工	670,000	434.00	290,780,000	
三機工業	623,000	451.00	280,973,000	
麒麟ホールディングス	276,000	962.00	265,512,000	
コカ・コーラ セントラル ジャパン	282,000	1,021.00	287,922,000	
倉敷紡績	1,816,000	165.00	299,640,000	
ダイドーリミテッド	375,200	729.00	273,520,800	
王子製紙	753,000	411.00	309,483,000	
クラレ	256,400	1,176.00	301,526,400	
日本化薬	388,000	766.00	297,208,000	
花王	140,300	2,076.00	291,262,800	
三洋化成工業	546,000	550.00	300,300,000	
太陽ホールディングス	140,200	2,190.00	307,038,000	
マンダム	142,000	2,015.00	286,130,000	
日東電工	81,400	3,260.00	265,364,000	
ニフコ	148,700	2,212.00	328,924,400	
武田薬品工業	81,800	3,705.00	303,069,000	
アステラス製薬	97,000	3,365.00	326,405,000	
エーザイ	92,800	3,335.00	309,488,000	
小野薬品工業	68,100	4,580.00	311,898,000	
参天製薬	99,600	3,255.00	324,198,000	
昭和シェル石油	437,800	534.00	233,785,200	
東燃ゼネラル石油	371,000	765.00	283,815,000	
J Xホールディングス	605,000	503.00	304,315,000	
横浜ゴム	496,000	546.00	270,816,000	
旭硝子	346,000	707.00	244,622,000	
淀川製鋼所	859,000	356.00	305,804,000	

住友金属鉱山	234,000	1,183.00	276,822,000	
三和ホールディングス	985,000	284.00	279,740,000	
住生活グループ	174,900	1,657.00	289,809,300	
SANKYO	75,700	3,910.00	295,987,000	
マックス	302,000	1,027.00	310,154,000	
日立工機	270,300	750.00	202,725,000	
マブチモーター	81,400	3,795.00	308,913,000	
I D E C	354,300	818.00	289,817,400	
ワコム	1,425	147,000.00	209,475,000	
スタンレー電気	224,100	1,380.00	309,258,000	
カシオ計算機	428,100	550.00	235,455,000	
スター精密	315,200	788.00	248,377,600	
キヤノン	82,700	3,725.00	308,057,500	
リコー	276,000	754.00	208,104,000	
日産自動車	366,900	810.00	297,189,000	
本田技研工業	109,600	3,050.00	334,280,000	
H O Y A	155,300	1,838.00	285,441,400	
ニプロ	420,400	620.00	260,648,000	
トッパン・フォームズ	396,300	695.00	275,428,500	
大日本印刷	306,000	822.00	251,532,000	
タカラスタンダード	403,000	605.00	243,815,000	
中部電力	169,300	1,526.00	258,351,800	
関西電力	186,800	1,396.00	260,772,800	
中国電力	199,400	1,515.00	302,091,000	
九州電力	187,700	1,227.00	230,307,900	
北海道電力	206,900	1,238.00	256,142,200	
西日本旅客鉄道	87,800	3,395.00	298,081,000	
日本通運	899,000	323.00	290,377,000	
丸全昭和運輸	1,068,000	267.00	285,156,000	
住友倉庫	786,000	407.00	319,902,000	
トレンドマイクロ	116,300	2,386.00	277,491,800	
日本オラクル	95,400	2,939.00	280,380,600	
日本テレビ放送網	23,200	12,560.00	291,392,000	
日本電信電話	77,200	3,890.00	300,308,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,154	141,500.00	304,791,000	
T K C	188,200	1,657.00	311,847,400	
三井物産	219,300	1,401.00	307,239,300	
住友商事	270,800	1,207.00	326,855,600	
サンゲツ	150,300	2,146.00	322,543,800	
リョーサン	172,000	1,665.00	286,380,000	
東陽テクニカ	346,300	876.00	303,358,800	
因幡電機産業	131,100	2,437.00	319,490,700	
ローソン	66,700	4,900.00	326,830,000	
セブン&アイ・ホールディングス	133,700	2,281.00	304,969,700	
三城ホールディングス	338,000	604.00	204,152,000	
京都きもの友禅	274,300	984.00	269,911,200	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	747,300	413.00	308,634,900	
三井住友トラスト・ホールディングス	908,000	278.00	252,424,000	
三井住友フィナンシャルグループ	105,900	2,714.00	287,412,600	
みずほフィナンシャルグループ	2,058,400	136.00	279,942,400	
野村ホールディングス	579,200	373.00	216,041,600	
N K S Jホールディングス	130,500	1,904.00	248,472,000	

MS & AD インシュアランスグループホールディングス	150,200	1,720.00	258,344,000	
エイブル&パートナーズ	311,000	410.00	127,510,000	
パーク 2 4	209,900	1,036.00	217,456,400	
ユー・エス・エス	41,080	7,950.00	326,586,000	
セコム	78,800	3,910.00	308,108,000	
ペネッセホールディングス	84,300	3,820.00	322,026,000	
合 計	29,053,259	—	24,617,067,800	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年3月30日現在）

資産総額	1,815,960,667 円
負債総額	8,227,302 円
純資産総額（ — ）	1,807,733,365 円
発行済数量	3,101,724,332 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5828 円

（参考）しんきん好配当利回り株マザーファンド

資産総額	24,730,995,337 円
負債総額	11,000,000 円
純資産総額（ — ）	24,719,995,337 円
発行済数量	26,409,888,732 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9360 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（2）受益者名簿

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗す

ることができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円（本書提出日現在）

委託会社が発行する株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資運用の意思決定機構

1) 商品企画体制

・商品検討委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

2) 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通し並びに投資環境等を検討し、基本的な投資方針、投資戦略について協議し、委員長がこれを決定します。

・投資運用委員会

当委員会は、投資政策委員会において協議、決定された基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、諸方策を協議、決定します。併せて、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

・投資管理委員会

事務局である資産管理部が、前1ヵ月間の、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。またコンプライアンス部が、法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等について当委員会において報告を行います。

・投資決定プロセス

信金中央金庫グループ及び内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会で、これらのファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、毎週開かれる投資運用委員会においては、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定します。また、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

3) コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規程」にもとづき、取締役会のもとでコンプライアンスに係る問題を一元管理するため、以下の機関をもって構成するコンプライアンス管理体制を構築しています。

a．取締役会

当社のコンプライアンスに関する基本方針ならびに重要事項について決定します。

b．コンプライアンス委員会

社長を委員長として、原則として月1回開催される他、必要に応じて随時開催し、コンプライアンス上の重要事項について審議します。

c．コンプライアンス部

コンプライアンスに関する全般を担当し、コンプライアンス第2次審査を行います。

d．部門長

所管業務に関し、コンプライアンス第1次審査を行い、取締役会で決定したコンプライアンスプログラムを推進します。

e．コンプライアンス担当者

各業務部門に配置され、部門長を補佐して、コンプライアンス第1次審査を行い、コンプライアンスプログラムを推進します。

f．内部監査部

社内検査に関し、企画・立案・実施を担当します。

上記の運用体制等は2012年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年3月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	44	301,395
合 計	44	301,395

（注）純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表並びに当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）にかかる中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		1,056,998		1,208,900
前払費用			15,186		15,428
繰延税金資産			33,516		36,259
未収委託者報酬			200,296		196,906
未収収益	*2		34,194		33,865
未収還付法人税等			446		206
その他の流動資産			9,550		8,896
流動資産計			1,350,190		1,500,465
固定資産					
有形固定資産	*1		132,557		124,061
建物		101,488		94,882	
器具備品		31,068		29,178	
無形固定資産			16,963		13,393
ソフトウェア		15,597		11,939	
電話加入権		959		959	
その他		406		493	
投資その他の資産			1,905		2,154
長期前払費用		1,905		2,154	
固定資産計			151,426		139,609
資産合計			1,501,616		1,640,074

		前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			174,935		171,989
未払手数料	*2	149,276		146,374	
その他未払金		25,658		25,615	
未払法人税等			2,637		2,566
未払消費税			18,767		15,420
未払事業所税			1,775		1,710
前受収益			2,798		2,790
賞与引当金			53,888		53,800
その他の流動負債			3,325		2,227
流動負債計			258,128		250,505
固定負債					
退職給付引当金			44,748		55,781
役員退職慰労引当金			17,943		14,250
固定負債計			62,692		70,031
負債合計			320,820		320,536
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			200,000		200,000
利益剰余金					
利益準備金			2,000		2,000
その他利益剰余金			978,798		1,117,537
別途積立金		370,000		370,000	
繰越利益剰余金		608,795		747,537	
利益剰余金計			980,795		1,119,537
純資産合計			1,180,795		1,319,537
負債・純資産合計			1,501,616		1,640,074

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			1,854,818		1,896,379
運用受託報酬	*1		296,297		373,582
営業収益計			2,151,116		2,269,961
営業費用					
支払手数料	*1		971,764		991,018
広告宣伝費			10,983		3,279
調査費			338,356		325,538
調査研究費		233,126		220,665	
委託調査費		105,229		104,873	
営業雑経費			77,193		62,750
印刷費		70,837		56,767	
郵便料		266		226	
電信電話料		2,691		2,427	
協会費		3,398		3,328	
営業費用計			1,398,298		1,382,587
一般管理費					
給料			483,932		467,863
役員報酬		29,784		23,492	
給料・手当		338,906		326,784	
賞与		49,130		53,052	
法定福利費		54,543		54,948	
福利厚生費		3,739		3,265	
その他給料		7,829		6,320	
役員退職慰労引当金繰入			4,887		9,406
交際費			3,248		2,845
旅費交通費			11,802		9,966
租税公課			6,589		6,968
不動産賃借料	*1		76,284		75,935
賞与引当金繰入			53,888		53,800
退職給付費用			52,766		50,527
固定資産減価償却費			23,693		23,032
諸経費	*1		60,075		51,445
一般管理費計			777,166		751,791
営業利益 又は 営業損失 ()			24,349		135,582
営業外収益					
受取利息	*1		1,822		745
その他営業外収益			134		74
営業外収益計			1,956		820
営業外費用					
雑損失			—		5
その他営業外費用			—		80
営業外費用計			—		86
経常利益 又は 経常損失 ()			22,392		136,316

		前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
特別利益		千円	千円	千円	千円
賞与引当金戻入		3,672		1,223	
法人税等還付加算金		3,120		—	
特別利益計			6,792		1,223
特別損失					
事務過誤損失		—		1,010	
情報機器中途解約違約金		688		—	
特別損失計			688		1,010
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失（ ）			16,288		136,528
法人税、住民税及び事業税			530		530
法人税等調整額			123,718		2,743
当期純利益又は当期純損失（ ）			140,537		138,742

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	2,000	2,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000	2,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	370,000	370,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	370,000	370,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	749,333	608,795
当期変動額		
当期純利益 又は 当期純損失 ()	140,537	138,742
当期変動額合計	140,537	138,742
当期末残高	608,795	747,537
利益剰余金合計		
前期末残高	1,121,333	980,795
当期変動額		
当期純利益 又は 当期純損失 ()	140,537	138,742
当期変動額合計	140,537	138,742
当期末残高	980,795	1,119,537
株主資本合計		
前期末残高	1,321,333	1,180,795
当期変動額		
当期純利益 又は 当期純損失 ()	140,537	138,742
当期変動額合計	140,537	138,742
当期末残高	1,180,795	1,319,537
純資産合計		
前期末残高	1,321,333	1,180,795
当期変動額		
当期純利益 又は 当期純損失 ()	140,537	138,742
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—
当期変動額合計	140,537	138,742
当期末残高	1,180,795	1,319,537

[次へ](#)

(重要な会計方針)

項目	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器具備品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	(1)有形固定資産 同 左 (2)無形固定資産 同 左
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)退職給付引当金 同 左 (3)役員退職慰労引当金 同 左
3. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	同 左

（会計処理方法の変更）

項目	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
資産除去債務に関する会計基準		当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	* 1 有形固定資産の減価償却累計額
建 物 12,895千円	建 物 19,681千円
器具備品 42,596千円	器具備品 49,795千円
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。	関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。
普通預金 556,737千円	普通預金 505,528千円
定期預金 500,000千円	定期預金 500,000千円
未収収益 7,198千円	未収収益 7,313千円
未払手数料 102,774千円	未払手数料 99,502千円

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
運用受託報酬 196,779千円	運用受託報酬 278,036千円
受取利息 1,773千円	受取利息 698千円
支払手数料 956,206千円	支払手数料 972,773千円
不動産賃借料 62,884千円	不動産賃借料 62,884千円
その他の不動産関係費 11,037千円	その他の不動産関係費 10,598千円
その他の支払手数料 157千円	その他の支払手数料 9千円
	その他の販管費 741千円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,056,998	1,056,998	—
(2)未収委託者報酬	200,296	200,296	—
(3)未収収益	34,194	34,194	—
資産計	1,291,490	1,291,490	—
(4)未払手数料	149,276	149,276	—
(5)その他未払金	25,658	25,658	—
負債計	174,935	174,935	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未払手数料、(5)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,056,801	1,056,801	—
(2)未収委託者報酬	200,296	200,296	—
(3)未収収益	34,194	34,194	—
合計	1,291,292	1,291,292	—

・追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,208,900	1,208,900	—
(2)未収委託者報酬	196,906	196,906	—
(3)未収収益	33,865	33,865	—
資産計	1,439,672	1,439,672	—
(4)未払手数料	146,374	146,374	—
(5)その他未払金	25,615	25,615	—
負債計	171,989	171,989	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未払手数料、(5)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,208,738	1,208,738	—
(2)未収委託者報酬	196,906	196,906	—
(3)未収収益	33,865	33,865	—
合計	1,439,511	1,439,511	—

[次へ](#)

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

有価証券関係 該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

有価証券関係 該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

2．退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成22年3月31日現在）自己都合要支給額44,748千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は5．の通りであります。

3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	当事業年度 （平成22年3月31日現在）
退職給付費用 勤務費用	52,766（注）

（注）勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額34,950千円を含みます。

4．退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

5．要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

（1）制度全体の積立状況に関する事項（平成21年3月31日現在）

年金資産の額 1,253,450,027千円

年金財政計算上の給付債務の額	1,662,844,110千円
差引額	409,394,082千円

（２）制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成21年3月分）

0.0530%

（３）補足説明

過去勤務債務残高 253,815,111千円

繰越不足金 155,578,971千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年の元利均等定率償却（予定償却完了日：平成37年4月1日）であります。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

２．退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成23年3月31日現在）自己都合要支給額55,781千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は５．の通りであります。

３．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
退職給付費用 勤務費用	50,527（注）

（注）勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,974千円を含みます。

４．退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

５．要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

（１）制度全体の積立状況に関する事項(平成22年3月31日現在)

年金資産の額	1,352,356,350千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,623,781,238千円
差引額	271,424,888千円

（２）制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成22年3月分）

0.0535%

（３）補足説明

過去勤務債務残高

271,424,888千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

[前へ](#) [次へ](#)

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
千円	千円
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金繰入限度超過額	賞与引当金繰入限度超過額
21,927	21,891
役員退職慰労引当金	役員退職慰労引当金
7,301	5,798
退職給付引当金繰入限度超過額	退職給付引当金繰入限度超過額
18,208	22,697
未払事業税	未払事業税
857	828
未払事業所税	未払事業所税
722	696
税務上の繰越欠損金	税務上の繰越欠損金
110,934	51,590
その他	その他
2,884	2,925
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
162,835	106,428
評価性引当額	評価性引当額
129,319	70,168
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
33,516	36,259
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
33,516	36,259
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産—繰延税金資産	流動資産—繰延税金資産
33,516	36,259
固定資産—繰延税金資産	固定資産—繰延税金資産
—	—
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当年度における法定実効税率は40.69%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、当期純損失のため記載しておりません。	
	法定実効税率
	40.69%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目
	0.63%
	住民税均等割
	0.39%
	評価性引当額の増減
	43.32%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率
	1.62%

[前へ](#) [次へ](#)

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	278,036

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

・追加情報

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金 庫連合 会事業	直接 (被所有) 100%	兼任 1人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬	196,779 千円	未収収益	6,776 千円
								投資信託 の代行手 数料	864,257 千円	未 払 手 数 料	90,790 千円
								事務所 賃借料	62,884 千円	—	—
								出向者 人件費	130,668 千円	—	—

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	兼任 1人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	91,949 千円	未払手数 料	11,983 千円

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金 庫連合 会事業	直接 (被所有) 100%	兼任 2人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬	278,036 千円	未収 収益	7,313 千円
								投資信託 の代行手 数料	893,256 千円	未払手数 料	88,296 千円
								事務所賃 借料	62,884 千円	—	—
								出向者人 件費	135,171 千円	—	—

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	79,516 千円	未払手数 料	11,205 千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

[前へ](#) [次へ](#)

（1株当たり情報）

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当たりの純資産額	295,198円89銭	1株当たりの純資産額	329,884円47銭
1株当たりの当期純損失	35,134円38銭	1株当たりの当期純利益	34,685円58銭
(注)		(注)	
1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、潜在株式がないため記載しておりません。		1. 同左	
2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。		2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
当期純損失	140,537千円	当期純利益	138,742千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純損失	140,537千円	普通株式に係る当期純利益	138,742千円
期中平均株式数	4,000株	期中平均株式数	4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 平成23年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,376,907
前払費用		18,963
未収委託者報酬		209,585
未収収益		25,923
未収還付法人税等		31
繰延税金資産		36,707
その他の流動資産		9,191
流動資産計		1,677,310
固定資産		
有形固定資産 * 1		119,625
建物	91,509	
器具備品	28,116	
無形固定資産		12,081
ソフトウェア	10,664	
電話加入権	959	
その他	456	
投資その他の資産		2,808
長期前払費用	2,808	
固定資産計		134,515
資産合計		1,811,825

当中間会計期間末 平成23年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		188,369
未払手数料	150,031	
その他未払金	38,337	
未払法人税等		1,796
未払消費税 * 2		8,410
未払事業所税		855
前受収益		133,302
賞与引当金		52,314
その他の流動負債		2,275
流動負債計		387,324
固定負債		
退職給付引当金		60,723
役員退職慰労引当金		187
固定負債計		60,911
負債合計		448,235
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		1,163,590
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	1,161,590	
別途積立金	370,000	
繰越利益剰余金	791,590	
純資産合計		1,363,590
負債・純資産合計		1,811,825

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		951,025
運用受託報酬		158,847
営業収益計		1,109,873
営業費用		
支払手数料		496,057
広告宣伝費		3,208
調査費		162,047
調査費	110,929	
委託調査費	51,118	
営業雑経費		27,305
電信電話料	1,192	
郵便料	98	
印刷費	24,283	
協会費	1,730	
営業費用計		688,619
一般管理費		
給料		207,672
役員報酬	11,949	
給料・手当	161,327	
賞与	779	
法定福利費	29,738	
福利厚生費	1,746	
その他給料	2,130	
賞与引当金繰入		52,314
交際費		1,352
旅費交通費		4,661
租税公課		3,923
不動産賃借料		36,832
退職給付費用		25,171
役員退職慰労金		750
役員退職慰労引当金繰入		187
固定資産減価償却費 * 1		10,591
諸経費		34,290
一般管理費計		377,747
営業利益		43,506
営業外収益		
受取利息	232	
その他営業外収益	201	
営業外収益計		434
営業外費用		
雑損失	71	
営業外費用計		71
経常利益		43,869

当中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
特別利益		
特別利益計		-
特別損失		
特別損失計		-
税引前中間純利益		43,869
法人税、住民税及び事業税		265
法人税等調整額		448
中間純利益		44,052

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	自 至	当中間会計期間
		平成23年4月 1日 平成23年9月30日
株主資本		
資本金		
当期首残高		200,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		200,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		2,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		2,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		370,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		370,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		747,537
当中間期変動額		
中間純利益		44,052
当中間期変動額合計		44,052
当中間期末残高		791,590
利益剰余金合計		
当期首残高		1,119,537
当中間期変動額		
中間純利益		44,052
当中間期変動額合計		44,052
当中間期末残高		1,163,590
株主資本合計		
当期首残高		1,319,537
当中間期変動額		
中間純利益		44,052
当中間期変動額合計		44,052
当中間期末残高		1,363,590

純資産合計	
当期首残高	1,319,537
当中間期変動額	
中間純利益	44,052
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—
当中間期変動額合計	44,052
当中間期末残高	1,363,590

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 平成23年9月30日
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 22,934千円 器具備品 47,062千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 8,078千円 無形固定資産 2,512千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,376,907	1,376,907	—
(2)未収委託者報酬	209,585	209,585	—
(3)未収収益	25,923	25,923	—
資産計	1,612,415	1,612,415	—
(4)未払手数料	150,031	150,031	—
(5)その他未払金	38,337	38,337	—
負債計	188,369	188,369	—

（注）金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未払手数料、(5)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	112,723

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間	
自	平成23年4月 1日
至	平成23年9月30日
1株当たり純資産額	340,897円54銭
1株当たり中間純利益	11,013円06銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	44,052千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	44,052千円
期中平均株式数	4,000株

（重要な後発事象）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)

(2) 資本の額

490,998百万円（平成23年3月末現在）

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

株式会社しんきん信託銀行(受託会社)

(2) 資本の額

10,000百万円（平成23年3月末現在）

(3) 事業の内容

信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

・名称

資産管理サービス信託銀行株式会社

・資本の額 50,000百万円（平成23年3月末現在）

・事業の内容

銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫における関係業務の概要

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 株式会社しんきん信託銀行における関係業務の概要

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託者への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書 | 平成23年12月2日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成23年12月2日
関東財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書 | 平成23年9月9日
平成23年12月9日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	水守 理智 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	茂木 哲也 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年4月25日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん好配当利回り株ファンド(3ヵ月決算型)の平成23年9月6日から平成24年3月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん好配当利回り株ファンド(3ヵ月決算型)の平成24年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	水守 理智 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	茂木 哲也 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月16日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 水守 理智 印

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)